平成２６年（フ）第１２０３８号
東京都板橋区相生町８－４－207
債務者　江頭　　優
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０４２号
東京都江東区越中島１丁目３―12―106
債務者　園部　　唯
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８８０号
横浜市南区六ツ川３丁目86番地７　レオパレス六ツ川106
債務者　眞野　浩平
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３８号
神奈川県海老名市浜田町10番22号
債務者　遠藤　佳祐
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４０号
横浜市青葉区若草台５番地８　フェアネス森303
債務者　鮫島　秀紀
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４１号
横浜市南区浦舟町５丁目69番地１　アネックス末広403
債務者　西本　博茂
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７３号
静岡市清水区横砂中町16番51号　たちばな荘203号
債務者　山田　欣市
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９９０号
東京都練馬区西大泉５―36―２　練馬区障害者支援ホーム、住民票上の住所東京都大田区蒲田３丁目13―７
債務者　小川　明広
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２００７号
東京都墨田区文花１丁目27―32―103
債務者　高橋　大士
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０４号
北海道帯広市西16条南６丁目45番１号　フォーチュナ１Ｂ、住民票上の住所北海道広尾郡大樹町西本通20番地２
債務者　日比野皇淑
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目27番17号　ビバリーハウス萩丘Ａ202
債務者　山下恵梨香
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９８３号
東京都八王子市左入町684番地２八王子ドゥーム223号
債務者　横森　千佳
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０５４１号
東京都練馬区中村３丁目８―12　アビタシオン．M103
債務者　嶋田　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７８１号
東京都足立区竹の塚３丁目10―５―202
債務者　藤　幸一郎
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７８９号
東京都板橋区坂下２丁目26―19―405
債務者　菊地なぎさ（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９６２号
東京都渋谷区初台２丁目１―１　第二鵬ビル７階
債務者　柳渡こずえ（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部